

資料提供(投げ込み) 令和3年7月20日(火)	
場所 津市政記者室	
事務担当課	
所 属	職・氏 名
環境部環境政策課 (電話059-229-3258)	環境政策課長 吉住 充弘
建設部津北工事事務所 (電話059-253-2271)	津北工事事務所長 倉田 智司

津市自治会問題に関する支払督促に対する 異議の申立てによる訴えの提起について

このことについて、その内容は、下記のとおりです。

記

1 概要

田邊哲司氏は、相生町自治会の会長である立場を利用して、平成27年度から令和2年度までの各年度において、資源物持ち去り防止パトロール業務委託等並びに相生町公園清掃及び管理業務委託に係る委託料を不法に請求していたことが明らかになったため、令和3年6月22日(火)に、同氏に対し、当該委託料の損害賠償請求を行いました。

しかしながら、同氏から支払いがなかったことから、令和3年7月2日(金)、津簡易裁判所書記官に同損害賠償請求に係る支払督促(以下「本件支払督促」といいます。)を申し立て、同月7日(水)に同氏に対して送達されたところ、同氏が同月10日(土)付けで同裁判所に本件支払督促に対する異議を申し立てました。

当該異議の申立てによって必然的に本件支払督促の申立てがあった時から訴えの提起があったものとみなされることから、同月20日(火)付けで訴訟の提起に係る専決処分を行いました。

2 損害賠償請求の内容

- (1) 資源物持ち去り防止パトロール業務委託契約等に係る損害賠償請求
平成27年度から令和2年度までに締結した資源物持ち去り防止パトロール業務委託契約等に係る損害賠償金29,125,637円及び各業務委託契約に係る委託料を最後に受領した日から支払済みまでの法定利率による遅延損害金
- (2) 相生町公園清掃及び管理業務委託契約に係る損害賠償請求
平成27年度から令和2年度までに締結した相生町公園清掃及び管理業務委託契約に係る損害賠償金1,061,750円及び各業務委託契約に係る委託料を最後に受領した日から支払済みまでの法定利率による遅延損害金

3 事務担当

- (1) 資源物持ち去り防止パトロール業務委託に関すること
環境部環境政策課(電話059-229-3258)
- (2) 相生町公園清掃及び管理業務委託に関すること
建設部津北工事事務所(電話059-253-2271)